

# 職業安定法改正（職業紹介事業関係）に伴う建設労働法の改正内容（※）

資料2-2

※ 雇用保険法等の一部を改正する法律案（平成29年1月31日第193回通常国会提出）  
<平成29年4月1日施行（1、3①、4、5は平成30年1月1日施行、2は公布から3年以内施行）>

## 1. 職業紹介責任者

- 職業紹介事業者が選任する職業紹介責任者について、他の従業者に対し、職業紹介の適正な遂行に必要な教育（労働関係法令等）も行わせるとともに、職業紹介責任者の要件及び職業紹介責任者講習の基準について、法令等に規定すること等の措置を講ずる。

## 2. 求人者の申込みの受理

- ① 公共職業安定所、職業紹介事業者等が求人者の申込みを受理しないことができる場合として、求人者が労働関係法令違反で処分・公表等の措置が講じられた場合、求人者が暴力団員等に該当する場合を追加する。
- ② 公共職業安定所、職業紹介事業者等は、求人者の申込みが上記に該当するかどうか確認するため、求人者に報告又は資料の提出を求めることができるものとする。求人者は、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする。

## 3. 職業紹介事業者に関する情報提供

- ① 求職者、求人者等による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、職業紹介事業者は、業務に係る実績（※）及び手数料に関する事項について、情報提供をしなければならないものとする。  
(※ 職業紹介により就職した者の数及び就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち6か月以内に離職した者の数等)
- ② 公共職業安定所は、職業紹介事業者等と連携して求職と求人とのより適切かつ円滑なマッチングを進めていく観点から、求職者又は求人者が必要とする場合、情報提供を希望する職業紹介事業者等に関する情報を提供するものとする。

## 4. 労働条件等の明示

- 求人者は、労働契約の締結に際して提示しようとする労働条件（職業安定法に基づき文書等による明示が必要な事項（※）に限る。）が、職業紹介事業者が職業紹介に当たり求職者に対して当初明示した労働条件の内容と相違する場合等に、その旨を、当該労働契約の相手方となろうとする者が認識できるよう書面等で明示しなければならないものとする。  
(※ 労働者が従事すべき業務の内容、賃金の額及び就業の場所に関する事項等)

## 5. 求人者に対する指導監督等

- ① 求人者を、職業安定法に基づく指針、指導・及び助言等の対象とする。
- ② 求人者が労働条件の明示義務又は上記4に係る明示義務に違反している場合において、厚生労働大臣は、当該求人者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとする。当該勧告に従わなかった場合はその旨公表することができることとする。
- ③ 虚偽の条件を呈示して、公共職業安定所、職業紹介事業者等に求人者の申込みを行った者について、罰則の対象とする。

→ 以上の改正事項については、建設労働法に基づく建設業務有料職業紹介事業においても、求職者の保護や事業の適正な運営の確保に資するものであることから、適用する。

# 雇用保険法等の一部を改正する法律案（概要）

（参考）

- 就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の引下げ及び育児休業に係る制度の見直しを行うとともに、職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化等の措置を講ずる。

## 1. 失業等給付の拡充（雇用保険法）

〈平成29年4月1日施行（(4)は平成29年8月1日施行、(5)、(6)は平成30年1月1日施行）〉

- (1)リーマンショック時に創設した暫定措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則60日（最大120日）延長できることとする。
- (2)雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施する。
- (3)倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕
- (4)基本手当等の算定に用いる賃金日額について、直近の賃金分布等を基に、上・下限額等の引上げを行う。
- (5)専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。〔最大60%→70%〕
- (6)移転費の支給対象に、職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く。）等の紹介により就職する者を追加する。

## 2. 失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げ（雇用保険法、徴収法）

〈平成29年4月1日施行〉

保険料率及び国庫負担率について、3年間（平成29～31年度）、時限的に引き下げる。

〔保険料率 0.8%→0.6% 国庫負担率（基本手当の場合）13.75%（本来負担すべき額（1/4）の55%）→2.5%（同10%）〕

## 3. 育児休業に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法）

〈平成29年10月1日施行〉

- (1)原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れられない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長を可能にする。
- (2)上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。

## 4. 雇用保険二事業に係る生産性向上についての法制的対応（雇用保険法）

〈公布日施行〉

雇用保険二事業の理念として、「労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする」旨を明記する。

## 5. 職業紹介の機能強化及び求人情報等の適正化（職業安定法）

〈平成29年4月1日施行（(1)②、(2)～(4)は平成30年1月1日施行、(1)①は公布から3年以内施行）〉

- (1)①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象（※）に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。〔※現行はハローワークにおける新卒者向け求人のみ〕
- (2)求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を整備する。
- (3)募集情報等提供事業（※）について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定めることとともに、指導監督の規定を整備する。〔※求人情報サイト、求人情報誌等〕
- (4)求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける。